

第1部 倒産・再生訴訟の実務

序章 倒産手続と各種の争訟 —— 弁護士の立場から

第1節	倒産事件に争訟発生は必然	2
I	倒産は事件の増場	2
1	はじめに	2
2	事件処理の困難性と容易性	3
II	倒産処理手続における事件処理の原則	3
第2節	倒産事件と弁護士の関与類型	4
I	依頼者の区分による代理人弁護士	4
II	倒産処理手続に関する代理人弁護士と倒産事件の個別争訟の代理人弁護士	5
1	はじめに	5
2	倒産処理手続を進行する債務者代理人、管財人等と個別争訟の債務者または管財人等の代理人との連携の必要性	5
第3節	役員に対する損害賠償請求事件	6
I	はじめに	6
II	通常の経営時の役員会に対する影響	7
1	コンプライアンス、コーポレートガバナンス、アカウントビリティ（説明責任）意識	7

2	倒産処理手続の選択における影響	8
---	-----------------	---

第1章 倒産手続の申立てと手続開始決定

第1節	保全処分・変更・取消・解除	11
I	保全処分の意義	11
II	処分禁止の仮処分その他の保全処分	11
1	業務および財産に関する保全処分	11
2	弁済禁止の保全処分	12
3	保全管理命令	15
III	開始決定前の他の手続の中止命令、包括的禁止命令、担保権実行中止命令	21
1	開始決定前の中止命令等の意義	21
2	他の手続の中止命令	21
3	担保権実行中止命令	22
4	包括的禁止命令	26
第2節	手続開始決定	28
I	倒産手続開始の裁判と即時抗告	28
II	破産手続開始をめぐる争訟の実務	29
1	破産原因と破産障害事由	29
2	自己破産の場合	29
3	債権者申立ての場合	30
III	再生手続開始決定をめぐる争訟の実務	31
1	債務者申立て	31
2	債権者申立て	34

IV 更生手続開始決定をめぐる争訟の実務	35
1 債務者申立て	35
2 債権者申立て	36
3 他の手続との競合	36
第3節 管理型民事再生・DIP型会社更生	40
I 管理型民事再生	40
1 管理型民事再生の概要	40
2 管理命令の趣旨	40
3 管理命令を発令できる場合	43
4 管理命令発令の効果	44
5 管理命令の取消し等	45
6 管理命令の発令の状況	45
II DIP型会社更生	46
1 DIP型会社更生の意義	46
2 DIP型会社更生の運用の背景	46
3 DIP型会社更生運用の要件	48
4 DIP型会社更生の東京地方裁判所の運用	51
5 管財人の解任等	54
III 管理型民事再生とDIP型会社更生	54

第2章 倒産手続参加

第1節 破産債権・再生債権・更生債権の行使	56
I 債権届出・取下げ	56
1 破産債権・再生債権・更生債権の行使	56

2 債権届出の取下げ	60
II 債権調査	61
1 認否書の作成	61
2 債権調査をめぐる実務問題	62
III 債権の確定	68
1 倒産各法における債権確定の制度	68
2 倒産債権査定決定手続	69
3 査定異議の訴えの手続	73
4 倒産手続開始当時に係属している訴訟の債権確定訴訟としての受継	75
5 有名義倒産債権に対する異議の主張	76
6 主張の制限	77
第2節 更生担保権の行使	77
I 担保権の存否に関する問題	77
1 更生担保権の意義と更生管財人の調査	77
2 動産売買先取特権の存否に関する問題	79
3 所有権留保の存否に関する問題	80
4 集合動産譲渡担保の存否に関する問題	81
5 将来債権譲渡担保の存否に関する問題	81
II 担保権で保全された額の確定に関する問題	83
1 評価基準の変遷と時価の意義	83
2 不動産の評価	88
3 リース物件の評価	90
4 将来債権譲渡担保の評価	91

第3章 担保権の行使と消滅に関する 利害調整と争訟

第1節	担保権の行使とその制約 ……………	92
I	破産法・民事再生法・会社更生法における担保権の処遇 ……………	92
1	優先弁済権の保護と制約の必要性……………	92
2	破産法における行使と制約……………	93
3	民事再生法における行使と制約……………	94
4	会社更生法における行使と制約……………	95
II	実行手続中止 ……………	96
1	強制執行等の中止……………	96
2	担保権に基づく実行手続の中止……………	96
3	更生手続における実行手続の中止と転付命令……………	97
III	手続内における担保権者（別除権者）との利害調整 ……………	99
1	任意売却と担保解除（担保の変換）……………	99
2	継続使用と別除権協定……………	101
第2節	担保権の消滅許可に関連する攻撃 防御 ……………	101
I	各倒産手続における担保権の取扱いと担保権消滅許可制度 との関係 ……………	101
II	破産法における担保権の消滅許可に関連する攻撃防御 ……………	103
1	担保権消滅許可の申立て……………	103
2	担保権の消滅許可に関連する攻撃防御……………	105
III	民事再生法における担保権の消滅許可に関連する攻撃防御 ……………	107

1	担保権消滅許可の申立て……………	107
2	担保権の消滅許可に関連する攻撃防御……………	109
IV	会社更生法における担保権の消滅許可に関連する攻撃防御 ……………	111
1	担保権消滅許可の申立て……………	111
2	担保権の消滅許可に関連する攻撃防御……………	113
	〈表1〉 各倒産手続における担保権消滅許可制度の概要……………	114
第3節	留置権をめぐる利害調整と争訟 ……………	117
I	破産法・民事再生法・会社更生法における留置権の処遇 ……………	117
II	手形の商事留置権の取扱い ……………	118
III	破産法・会社更生法の商事留置権消滅請求の制度 ……………	120
IV	民事留置権に対する対応 ……………	121

第4章 否認をめぐる紛争

第1節	詐害行為と正当な事業活動の境界 ——「濫用的」会社分割と許容され るべき会社分割 ……………	123
I	はじめに ……………	123
II	「濫用的」会社分割とは何か ……………	124
1	典型例……………	124
2	「良い」会社分割との対比……………	126
3	濫用的会社分割への対処……………	127
4	濫用的会社分割において「濫用」ならしめる要素……………	135
第2節	偏頗行為否認 ……………	144

I 総論	144
1 現行法における改正点.....	144
2 偏頗行為否認の要件.....	146
3 否認の効果.....	148
II 債務消滅に関する行為——概説	150
III 弁済	151
1 期限弁済と期限前弁済.....	151
2 第三者による弁済.....	151
3 借入金による弁済.....	152
4 優先的な債権に対する弁済.....	153
5 濫用的会社分割の否認.....	153
IV 代物弁済	155
1 財産減少行為との関係.....	155
2 担保目的物による代物弁済.....	155
V 担保提供	156
1 非義務行為の特則.....	156
2 同時交換的行為.....	157
3 第三者による行為.....	157
4 集合債権譲渡担保の否認.....	158
VI 対抗要件具備行為	158
1 対抗要件具備行為の否認の趣旨.....	158
2 否認の対象となる対抗要件具備行為.....	159
3 集合債権譲渡担保における対抗要件具備行為.....	160
4 対抗要件具備行為に対する対抗要件否認によらない否認の可否.....	161
VII 執行行為	163
1 執行行為の否認の趣旨.....	163
2 否認しようとする行為について執行力ある債務名義があるとき	

に該当する場合.....	163
3 否認しようとする行為が執行行為に基づくものであるときに 該当する場合.....	165

第5章 相殺禁止に関する紛争

第1節 相殺権行使の制限——相殺禁止規定

.....	167
I 相殺禁止の趣旨	167
II 相殺禁止規定を排除する合意の効力	168
III 相殺権行使の効果	168

第2節 受働債権となる債務の負担時期による制限

I 1号禁止——手続開始後の債務負担	169
1 1号禁止.....	169
2 公共工事の前払金に係る信託終了後の預金払戻債務の負担時期.....	170
3 停止条件付債務を受働債権とする相殺の可否.....	171
II 2号禁止——支払不能後の債務負担	177
1 2号禁止.....	177
2 支払不能後の新たな債務負担.....	177
3 支払不能後の既存債務の引受け.....	180
III 3号禁止——支払停止後の債務負担	181
1 3号禁止.....	181
2 投資信託の解約金返還債務.....	181
IV 4号禁止——倒産手続開始申立て後の債務負担	183

1	4号禁止	183
2	手続相互の関係	183
V	相殺禁止の例外	184
1	相殺の例外的許容①——「法定の原因」	184
2	相殺の例外的許容②——「前に生じた原因」	185
3	相殺の例外的許容③——申立て時より「1年以上前に生じた原因」	191
	第3節 自働債権となる債権の取得時期による制限	192
I	1号禁止——倒産手続開始後の債権の取得	192
1	1号禁止	192
2	弁済による代位と相殺	193
3	通貨デリバティブ取引における三者間相殺合意条項に基づく相殺	196
4	双方未履行双務契約の解除によって生じる損害賠償請求権を自働債権とする相殺の可否	197
II	2号～4号禁止——支払不能・支払停止・倒産手続申立て後の債権の取得	198
III	相殺禁止の例外	198
1	相殺の例外的許容①——「法定の原因」	198
2	相殺の例外的許容②——「前に生じた原因」	199
3	相殺の例外的許容③——申立て時より「1年以上前に生じた原因」	201
4	相殺の例外的許容④——「契約」	202

第6章 再生・更生計画をめぐる利害調整と争訟

第1節	はじめに	203
第2節	再生・更生計画（案）とは何なのか	205
I	法的な仕組みとしての再生・更生計画（案）	205
1	定義的な説明	205
2	内容面の説明	206
3	株式会社に係る計画（案）の特性	207
II	事業再生の文脈における再生・更生計画（案）	209
1	事業収益力の改善などの側面	209
2	実態債務超過の解消などの側面	210
III	再生・更生計画（案）をめぐる関係者の実質的な利害	211
1	倒産債権者の利害	211
2	株主の利害	212
第3節	手続の諸段階における関係者の利害調整と争訟	214
I	計画案の提出と付議の段階	214
1	計画案の提出義務と提出権	214
2	債権者が提出する計画案に係る内容的な制約	215
3	付議決定の審理と判断	216
4	裁判所の許可を要する条項	218
II	計画案の決議と計画の認可の段階	219

1 議決権（額）の確定方法	219
2 計画案の可決と否決	220
3 認可・不認可をめぐる争訟	222
III 認可された計画の遂行・履行の段階	228
1 計画の効力とその発生根拠	228
2 計画の遂行段階における関係者の利害調整および争訟	229

第7章 役員 の損害賠償責任

第1節 役員 の法人に対する責任	236
I 役員 に対する責任追及の手続	236
1 概要	236
2 破綻時における役員 の法人に対する責任	237
3 役員賠償責任査定手続の概要	238
4 財産の保全手続	242
II 倒産手続開始と訴訟による責任追及との関係	243
1 倒産手続開始後に責任追及訴訟を提起することの可否	243
2 責任追及訴訟係属中に倒産手続が開始された場合の訴訟手続の帰趨	247
第2節 役員 の会社債権者に対する責任	251
I 経営危機時における役員 の責任	251
1 問題の所在	251
2 役員 の会社債権者に対する責任	252
II 倒産手続における問題	255
1 会社法429条1項と倒産手続との関係	255
2 係属中訴訟の帰趨	258

第2部 倒産・再生訴訟の法理

序章 各種倒産手続の特質と優先劣後をめぐる争訟

第1節 はじめに——各種倒産手続の特質	260
第2節 私的整理と法的倒産手続の競合から協働へ	261
I 私的整理と法的倒産手続の共存	262
II 私的整理と法的倒産手続の協働	264
第3節 法的倒産手続間の関係	265
I 債権者一般の利益からみた民事再生と会社更生	265
II 先行手続と後行手続との一体性の確保	267
III 別除権協定の意義と対象債権の共益債権化の可能性	268
第4節 おわりに	271

第1章 「支払不能」・「支払停止」概念の意義と機能

第1節 はじめに——問題状況と本稿における視座	272
I 問題状況と検討対象	272

II 本稿における視座——判断のあり方の相違	275
第2節 「支払不能」概念の意義と機能	277
I 支払不能の意義に関する学説および裁判例——特に債務の弁済期到来・債務不履行の要否	277
1 問題状況	277
2 学説および裁判例	278
II 検討	282
第3節 「支払停止」概念の意義と機能	286
I 「支払停止」の意義に関する裁判例と問題状況	286
1 裁判例の横断的分析	286
2 問題状況	286
〈表2〉「支払停止」の意義に関する裁判例の横断的分析	288
II 債務整理開始通知・債務免除等要請行為の「支払停止」該当性	295
1 学説および裁判例	295
2 検討	301
第4節 おわりに	302

第2章 「債権者一般の利益」 概念の意義と機能

はじめに	304
第1節 アメリカ法にみる再建型倒産処理 手続の成り立ち(constitution)	306

I アメリカ法第11章手続の基礎	306
II 私的整理に対する優越	307
第2節 アメリカ法における「最善の利益」 (Best Interests Test) 概念	308
I 目的	308
II 最善の利益テスト (Best Interests Test) により保護される者	309
III 最善の利益テスト (Best Interests Test) で守られる価値	310
第3節 組分けの重要性	311
I 総説	311
II 組分けの規律	312
第4節 クラムダウンの仕組み	314
I 総説	314
II 担保権者に保障される価値	316
1 前提	316
2 クラムダウンの第1手法 (1129条(b)(2)(A)(i))	318
3 クラムダウンの第2手法 (1129条(b)(2)(A)(ii))	321
4 クラムダウンの第3手法 (1129条(b)(2)(A)(iii))	321
5 沿革を踏まえた若干の検討	322
III 一般債権者や持分権者に保障される価値	327
1 絶対優先原則	327
2 不公正な差別	328
3 ギフト問題	329
4 沿革を踏まえた若干の検討	330

第5節	イギリス法における保障されるべき価値の議論——Out-of-the moneyの問題	332
I	Schemes of Arrangement の活用	332
II	Out-of-the money による処理 ——My Travel Group Plc 事件	333
III	価値評価をめぐる問題——Re Bluebrook Ltd 事件	334
IV	若干の検討	335
第6節	日本法への投影	336
I	再建型倒産処理手続の憲法的価値	336
II	清算価値保障原則の意義	338
III	保障されるべき清算価値の内容	339
IV	権利保護条項の位置づけ	340
V	絶対優先原則の意義	343
	結びに代えて	345

第3章 債権確定の手続構造と諸問題

第1節	債権確定手続の全体構造と各手続の概観	346
I	債権確定手続の全体構造	346
II	破産手続の債権調査・確定手続	347
1	債権の届出	347
2	債権調査	349

3	査定手続	350
4	査定異議の訴え	351
III	民事再生手続の債権調査・確定手続	352
1	債権調査・確定手続の構造	352
2	債権届出と調査	352
3	査定と査定異議の訴え	354
IV	会社更生手続の債権調査・確定手続	354
1	債権調査・確定手続の構造	354
2	債権届出と調査	355
3	査定決定と債権確定訴訟	356
V	債権の性質に争いがある場合	357
第2節	訴訟手続の中断と受継	358
I	破産手続	358
1	訴訟の中断	358
2	訴訟の受継	359
II	民事再生手続	361
1	訴訟の中断	361
2	訴訟の受継	362
III	会社更生手続	363
1	訴訟の中断	363
2	訴訟の受継	363
IV	債権者代位訴訟の扱い	365
第3節	債権調査・確定手続における争い方	366
I	破産債権者による主張の制限	366
1	異議権の喪失	366

2 主張制限	367
II 戦略的異議	368
第4節 債権確定の効果	369
I 確定の対象	369
II 確定判決と同一の効力	370
1 確定判決と同一の効力が発生する場合と範囲	370
2 効力の内容	371
第4章 倒産手続における 担保権の処遇	
第1節 はじめに——倒産手続と担保権	373
第2節 担保権実行中止命令の手続構造と 問題点	375
I 要件	376
II 手続および効力	378
III 非典型担保	379
第3節 担保権消滅許可制度の手続構造と 問題点	381
I 破産手続	381
1 趣旨	381
2 要件	382
3 制度の対象たる担保権	383
II 再生手続	385

1 趣旨	385
2 要件	385
3 非典型担保	388
4 金銭の納付	388
III 更生手続	389
第4節 別除権協定	390
I 内容	390
II 別除権協定に基づく債権の性質	390
III 別除権協定が解除された場合の被担保債権額の減縮の効果	391
第5章 倒産手続における 債権者平等原則	
第1節 はじめに	394
第2節 倒産手続における債権者平等の内容	396
I 形式的平等の内容	396
II 実質的平等の内容	397
第3節 倒産手続における債権者平等原則の 例外場面	401
I 別除権・更生担保権	401
II 共益債権・財団債権	403
III 租税債権・労働債権	404

IV 優先的破産債権・一般優先債権等	405
V 少額債権	407
1 中小企業者に対する少額債権の弁済	408
2 手続の円滑な進行を図るためにする少額債権の弁済	408
3 早期に弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来す少額債権の弁済	409
4 更生計画・再生計画における少額債権	411
VI 内部者債権等の劣後化	412

第4節 新たな例外場面と考慮要素の抽出	
——結びに代えて——	413

第3部 倒産・再生訴訟の裁判

序章 倒産手続と各種の争訟

第1節 倒産事件の裁判手続としての特色	416
I 倒産手続の法源	416
II 倒産手続における裁判	417
1 決定	417
2 命令	419
3 判決	419
III 倒産手続と民事訴訟手続の関係	420
1 倒産手続は民事訴訟手続か	420
2 倒産手続に民事訴訟法が準用される範囲	421
3 倒産手続に付随する民事訴訟	422

4 倒産手続上の財団に関する民事訴訟	422
IV 倒産手続と非訟手続との関係	423
第2節 倒産裁判所と受訴裁判所	424
I 倒産裁判所	424
II 受訴裁判所	424
1 倒産手続に付随する訴訟事件の受訴裁判所	424
2 倒産手続上の財団に関する民事訴訟の受訴裁判所	426
第3節 倒産手続と職権主義	426
I 手続開始における職権主義	426
II 手続進行および事実調査における職権主義	428

第1章 手続開始決定をめぐる裁判上の諸問題

第1節 申立ての方式上の不備をめぐる審理	429
〈表3〉 各種倒産手続の申立ての方式	430
第2節 申立適格（申立要件）や申立権の濫用をめぐる審理	431
I 破産手続における申立適格（申立要件）をめぐる審理	431
II 申立権の濫用をめぐる審理	432
1 破産手続における申立権の濫用をめぐる審理	433
2 民事再生手続における申立権の濫用の審理	434
第3節 手続開始要件をめぐる審理	436

I 破産手続の開始要件の審理	436
1 破産手続開始原因	436
2 支払不能	437
3 支払停止	438
4 債務超過	438
II 民事再生手続の開始要件の審理	440
1 再生手続開始原因と申立棄却事由	440
2 「再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みのないことが明らかであるとき」の意義	440
3 審理方法	441
III 会社更生手続の開始要件の審理	442
IV 特別清算手続の開始要件の審理	443
第4節 各種手続が競合する場合の審理	443
I 各種手続相互間の優先関係	443
II 破産手続と民事再生手続が競合する場合の審理	445
III 会社更生手続と民事再生手続が競合する場合の審理	445
第5節 各種保全処分をめぐる実務運用	446
I 破産手続	446
II 民事再生手続	447
【書式1】標準的な保全処分の主文例（東京地方裁判所）	448
III 会社更生手続	449
IV 特別清算手続	450

第2章 担保権実行中止および担保権消滅請求についての裁判上の諸問題

はじめに	451
第1節 担保権の実行手続の中止命令	451
I 意義	451
II 中止命令の発令要件	452
1 再生債務者所有の財産であること	452
2 再生債権者の一般の利益に適合すること	453
3 競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないこと	453
III 中止命令の対象	454
1 民事再生法53条1項に定める別除権	454
2 物上代位に基づく債権差押手続、担保不動産の収益執行手続	454
3 非典型担保	456
IV 中止命令の審理手続	459
V 中止命令の発令	460
1 発令	460
2 中止期間	461
3 発令後の手続	461
VI 中止期間の伸長決定	462
第2節 担保権消滅請求	462
I 意義	462
II 担保権消滅許可の要件	463
1 再生債務者所有の財産であること	463
2 事業継続に不可欠な財産であること	464

3 再生計画案の可決の見込み	467
III 担保権消滅許可の対象	468
1 民事再生法53条1項に定める別除権	468
2 非典型担保	468
IV 担保権消滅許可の審理手続	470
1 申立て	470
2 担保権者の意見聴取	471
V 担保権消滅許可決定の発令	472
1 発令	472
2 発令後の手続	472
VI 価額決定請求	472
1 請求手続	472
2 評価	473
3 価額決定	474
VII 価額に相当する金銭の納付および担保権の登記の抹消	474
VIII 配当手続	475

第3章 更生担保権の確定に係る 裁判上の諸問題

第1節 更生担保権の調査確定の手続	476
I 概説	476
II 更生担保権の届出	478
1 概説	478
2 更生債権となる被担保債権との関係	479
3 更生手続開始後の利息損害金の扱い	480

III 更生担保権の調査	480
1 概説	480
2 認否	480
3 調査期間における調査	481
IV 更生担保権の確定手続	482
1 概説	482
2 無名義債権の確定手続	483
3 有名義債権の確定手続	483
4 更生担保権における確定手続の実情	484
第2節 更生担保権の額を定める手続に おける審理	484
I 価額決定の申立て	484
1 申立て	484
2 管轄、手数料の有無	485
3 参考資料の提出	485
4 申立ての利益	485
II 費用の予納	486
1 予納者、予納の時期	486
2 予納の方法等	486
III 審理	487
1 評価人の必要的選任等	487
2 評価基準等	487
3 審理における留意点等	488
IV 決定	489
1 価額決定	489
2 費用負担者	489

V 決定後の手続等	490
1 不服申立て	490
2 確定した場合の扱い	490
3 価額決定手続中の更生手続終了	490
第3節 更生担保権の存否をめぐる審理	491
I 更生担保権査定手続と価額決定手続との関係	491
1 価額決定等の拘束力	491
2 被担保債権の存否または額に争いがある場合	491
II 申立て・審理	492
1 申立て	492
2 管轄、審理の時期	492
3 必要的審尋、主張制限	492
III 担保権の性質に応じた検討	493
1 約定担保物権	493
2 法定担保物権	493
IV 目的物を共通にする複数の更生担保権がある場合の取扱い	495
1 旧法下での問題・議論	495
2 現行法での取扱い	496
V 決定・不服申立て等	497
1 決定	497
2 合意による解決（和解）	497
3 不服申立て	498
4 確定した決定の効力等	498
5 訴訟費用の償還	498
6 更生担保権査定手続中の更生手続終了	498

VI 査定異議の訴え	499
1 訴えの提起	499
2 訴額の算定	499
3 訴訟手続	499
4 判決、和解等	500
5 更生担保権査定異議の訴え係属中の更生手続終了	500
VII 更生担保権査定手続によらずに確定される更生担保権	501
1 訴訟手続の受継（無名義債権）	501
2 訴訟手続の受継（有名義債権）	501
3 受継訴訟の係属中の更生手続終了	502

第4章 否認権行使についての 裁判上の諸問題

第1節 支払不能、支払停止	503
I 意義	503
II 支払停止該当性	504
III 支払不能、支払停止の要件事実的性質	505
第2節 否認の訴えの要件事実	505
I 訴えの性質、訴訟物	506
II 詐害行為否認の要件事実	506
1 一般的な詐害行為否認（破160条1項1号）	506
〔図1〕 ブロックダイヤグラム（一般的な詐害行為否認）	507
2 危機時期における詐害行為否認（破160条1項2号）	508
〔図2〕 ブロックダイヤグラム（危機時期における詐害行為否認）	509
3 対価が過大な債務消滅行為に関する詐害行為否認（破160条2項）	

.....	510
4 相当な対価を得てした財産の処分行為に関する詐害行為否認 （破161条1項）.....	510
〔図3〕 ブロックダイアグラム（対価が過大な債務消滅行為に関する 詐害行為否認）.....	511
〔図4〕 ブロックダイアグラム（相当な対価を得てした財産の処分行 為に関する詐害行為否認）.....	512
5 無償行為否認（破160条3項）.....	514
〔図5〕 ブロックダイアグラム（無償行為否認）.....	515
III 偏頗行為否認の要件事実	516
1 意義.....	516
2 同時交換的取引の除外.....	516
3 一般的な偏頗行為否認（破162条1項1号）.....	517
〔図6〕 ブロックダイアグラム（一般的な偏頗行為否認）.....	518
4 非義務行為の偏頗行為否認（破162条1項2号）.....	520
〔図7〕 ブロックダイアグラム（非義務行為の偏頗行為否認）.....	521
IV 対抗要件否認の要件事実	522
1 要件.....	522
2 請求原因.....	522
3 抗弁.....	522
〔図8〕 ブロックダイアグラム（対抗要件否認）.....	523
V 執行行為否認の要件事実	523
1 意義.....	523
2 否認対象行為.....	524
VI 転得者否認の要件事実	525
1 要件.....	525
2 請求原因.....	525

〔図9〕 ブロックダイアグラム（転得者否認）.....	526
3 抗弁.....	526
VII 価額償還請求の要件事実	527
1 要件.....	527
2 請求原因.....	527
3 抗弁.....	527
〔図10〕 ブロックダイアグラム（価額償還請求）.....	528
VIII 差額償還請求の要件事実	528
1 意義・要件.....	528
〔図11〕 ブロックダイアグラム（差額償還請求）.....	529
2 請求原因.....	529
3 抗弁.....	529
第3節 否認の請求	530
第4節 否認の請求を認容する決定に対す る異議の訴え	530
I 否認の訴えとの関係.....	530
II 異議の訴えの訴訟物、要件事実.....	531
III 争点整理.....	531
第5章 計画認可決定をめぐる 裁判上の諸問題	
はじめに.....	533
第1節 付議決定の審理	533
I 付議決定の要件.....	533

1 一般調査期間が終了していないとき（民再169条1項1号）	534
2 財産状況報告集会における再生債務者等による報告または民事再生法125条1項の報告書の提出がないとき（民再169条1項2号）	534
3 裁判所が再生計画案について民事再生法174条2項各号（3号を除く）に掲げる要件のいずれかを満たさないものと認めるとき（民再169条1項3号）	534
4 民事再生法191条2号の規定により再生手続を廃止するとき（民再169条1項4号）	535
II 東京地方裁判所における付議決定の審理方法	535
III 付議決定がされない場合	536
IV 再生計画案が複数提出された場合の付議決定上の問題点	537
1 届出再生債権者からの再生計画案の提出	537
2 届出再生債権者案が提出された場合の具体的な調整	538
3 債権者案を付議する場合の問題点	539
4 複数の再生計画案を付議する場合の留意事項	542
5 債権者案の認可段階における遂行可能性の判断	543
第2節 再生計画認可決定の審理	545
I 再生計画認可決定の意義	545
II 再生計画認可決定の要件（不認可事由）	546
1 再生手続または再生計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき（民再174条2項1号本文）	546
2 再生計画が遂行される見込みがないとき（民再174条2項2号）	553
3 再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき（民再174条2項3号）	555
4 再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき	

（民再174条2項4号）	556
III 東京地方裁判所における再生計画認可決定の審理方法	559
1 利害関係人の意見陳述権	560
2 再生計画認可の決定時期	560
3 再生計画認可・不認可の決定	560
4 再生計画認可決定の効力の発生時期	561
5 再生計画認可決定に対する即時抗告	562

第6章 即時抗告をめぐる諸問題

第1節 即時抗告の要件

I 即時抗告の対象となる裁判	567
1 不服申立不許の原則と即時抗告を認める場合	567
2 即時抗告を認める規定	568
II 即時抗告の手続	569
1 即時抗告権者	569
2 即時抗告期間	570
3 抗告状および委任状の提出	571
4 抗告理由書、準備書面および書証の提出	571
III 即時抗告の効果	572
1 確定遮断効	572
2 執行停止効	573

第2節 即時抗告についての審理および裁判

I 原審における手続	573
1 原審における更正決定	573

2	抗告審への事件の送付	574
II	抗告審における手続	574
1	抗告の適法性の審査	574
2	抗告理由についての審理	575
3	抗告審における判断の基準時	576
4	抗告審における裁判	577
5	裁判以外の終了事由	578
第3節	抗告審の裁判に対する不服申立て	579
I	特別抗告または許可抗告	579
1	特別抗告	579
2	許可抗告	579
II	その他の不服申立ての可否	580
1	即時抗告	580
2	再抗告	581
第4節	即時抗告に関する諸問題と立法措置の必要性	581
I	移送決定と即時抗告	581
1	移送決定に対する不服申立禁止	581
2	自庁処理を認める規定の必要性	583
II	費用の予納と即時抗告	583
1	問題の所在	583
2	立法措置の必要性	584
III	再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可決定に対する即時抗告	585
1	問題の所在	585
2	立法措置の必要性	586

• 判例索引	587
• 事項索引	593
• 編者略歴	602
• 執筆者一覧	605